
AMT/NEWSLETTER

India Legal Update

2025年2月18日

非公開会社の株券等の電子化義務の期限の延期

弁護士 琴浦 諒 / 弁護士 大河内 亮

Contents

- I. 非公開会社の株券等の有価証券の電子化義務と従来の対応期限
- II. 2025年2月12日付通達 — 電子化期限の遡及的延期
- III. 日本企業への影響

I. 非公開会社の株券等の有価証券の電子化義務と従来の対応期限

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、2023年10月27日付の通達により、インドの会社法である Companies Act, 2013(以下「インド会社法」といいます。)の施行規則の1つである Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Rules, 2014 の改正(以下「原改正」といいます。)を公告し、これにより、一定以下の小規模会社及び政府系会社を除く全ての非公開会社(private company)について、その発行する株式等の有価証券(以下「株券等」といいます)を電子化(dematerialization)することが実質的に義務づけられました。

従来は、公開会社(public company)についてのみ、このような株式等の有価証券の電子化の義務が課されていましたが、原改正は同様の義務を非公開会社にも課すものです。

原改正の詳細については、[当事務所の2023年12月13日のニュースレター](#)をご参照ください。

原改正では、株券等の電子化義務を負う非公開会社は、会計年度の末日が2023年3月31日以降である場合、その会計年度の末日から起算して18か月以内にその株券等の電子化を行う必要があるとされていました。そして、インド会社法上、会計年度は原則として毎年4月1日から3月31日までと定められているため、ほとんどの非公開会社は、会計年度の末日が2023年3月31日となり、そこから18か月以内に(すなわち2024年9月30日までに)株券等を電子化する必要がありました。

II. 2025年2月12日付通達 — 電子化期限の遡及的延期

上述の通り、原改正において、ほとんどの非公開会社の株券等の電子化の期限は2024年9月30日とされていました。

しかしながら、インドにはきわめて多くの非公開会社が存在するところ、それらの非公開会社が上記期限を目指して

(あるいは上記期限に間に合わないとしても可及的速やかに)株券等の電子化を行おうとした結果、電子化された株券等に International Securities Identification Number (ISIN)と呼ばれる国際証券識別番号を付与する証券決済機構や、電子化された株券等を保有するための demat account を管理する depository participant において、事務処理上の大きな負荷とそれに伴う事務処理の大幅な遅延が生じ、多くの非公開会社が本来の期限である 2024 年 9 月 30 日までに株券等の電子化を完了できないという状況になっていました。

このような状況を踏まえ、インド企業省は、2025 年 2 月 12 日付で通達を発行し、株券等の電子化義務を負う非公開会社の株券等の電子化の期限を、遡及的に 2025 年 6 月 30 日まで延期しました(以下「本改正」といいます。)。同通達の原文は、[インド企業省のウェブサイト](#)にてご参照いただけます。

本改正の主な内容は以下の通りです。

- ・株券等の電子化義務を負う非公開会社は、2025 年 6 月 30 日までに、原改正に対応すれば足りる。
- ・本改正は、遡及適用される。

本改正は、原改正の期限である 2024 年 9 月 30 日までに株券等の電子化を完了できなかった非公開会社への、一種の救済措置として捉えられます。2024 年 9 月 30 日以降も、株券等の電子化が完了できなかった非公開会社に対してインド会社登記局から罰則が科された事例は見受けられませんでした。本改正は、そのような運用レベルでの事実上の救済を明文化したことに意義があると考えられます。

Ⅲ. 日本企業への影響

上述の通り、多くの株券等の電子化義務を負う非公開会社が原改正の期限である 2024 年 9 月 30 日を目指して株券等の電子化を行おうとした結果、ISIN を付与する証券決済機構や、demat account を管理する depository participant において、事務処理上の負荷により円滑な処理に困難が生じていたことから、日本企業の子会社や出資先会社であるインドの非公開会社においても、2024 年 9 月 30 日までに株券等の電子化が完了していない事例が少なからず見受けられました。

これらの事例について、実際に罰則が科される現実的リスクは低いと見られていたものの、形式的には法令違反の状態にあることに不安を覚える日本企業も少なくなかったため、本改正は、それらの日本企業に対する明文での救済措置になったといえます。

なお、証券決済機構や depository participant における事務処理の滞りは、本ニュースレターの日付現在でも継続しており、このままこの状況が続くと、本改正による新たな期限である 2025 年 6 月 30 日までに、全ての株券等の電子化義務を負う非公開会社が株券等の電子化を完了することも容易ではないように思われます。インド企業省が再度の期限延期を行う可能性もありますが、日本企業においても、できるだけ 2025 年 6 月 30 日までに、子会社や出資先会社であるインドの非公開会社の株券等の電子化を完了することが望ましいと言えます。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒 (ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮 (ryo.okochi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。